
NHKのインターネット活用業務実施基準の認可について

令和 2 年 2 月 2 1 日

事 務 局

業務の概要

(1) 常時同時配信及び見逃し配信の実施

- 総合テレビ及び教育テレビの常時同時配信※及び見逃し配信(放送後1週間)を実施

※令和元年度は設備負荷や利用状況の確認のため1日17時間程度を予定
令和2年4月以降当分の間、提供時間を限って実施

- 常時同時配信の画面上に、受信契約確認のメッセージを表示し、確認が取れた者は常時同時配信と見逃し配信を利用可能とする

- 東京オリパラ大会に際しては、競技とその関連番組の同時配信のメッセージ表示を解除

(2) その他新規業務の実施(実施計画で詳細を具体化)

- 放送法上の努力義務(地方向けの放送番組配信※・民放との協力)に係る業務、ネットで放送番組の自動字幕等を配信する業務、東京オリパラ大会の競技中継等を特設サイト等で配信する業務を実施

※令和2年度中に令和3年度以降の計画を公表

(3) 有料サービスの見直し

- NHKオンデマンドで提供されている「見逃し番組サービス※」と「過去番組サービス」は、見逃し配信の開始に伴い一本化

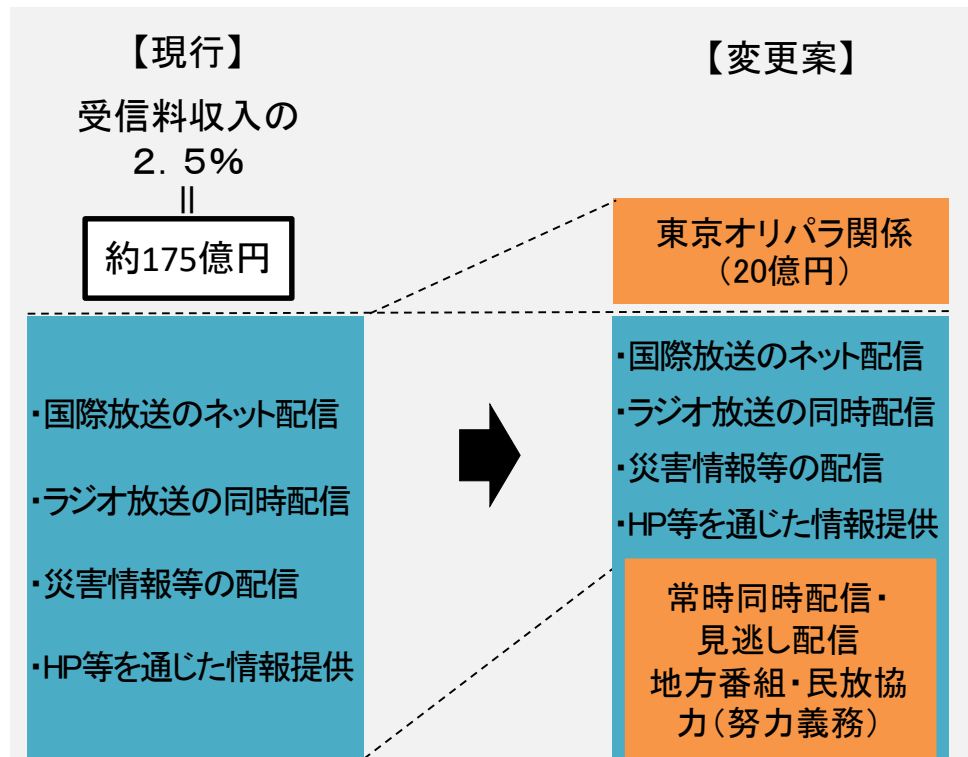
※ 総合テレビ、教育テレビ及び衛星放送の既放送番組を放送終了後2週間提供するサービス

費用の概要

- インターネット活用業務の実施に要する費用について、令和2年度の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る費用を除き、「受信料収入の2.5%」を上限

- 令和2年度に実施する新規業務である

- ① 地方向け放送番組の見逃し配信
- ② 国際放送のネット配信の多言語字幕の自動翻訳の執行時に上限を超過した場合、経営委員会の議決を経て、3億円の範囲内で予算の流用可



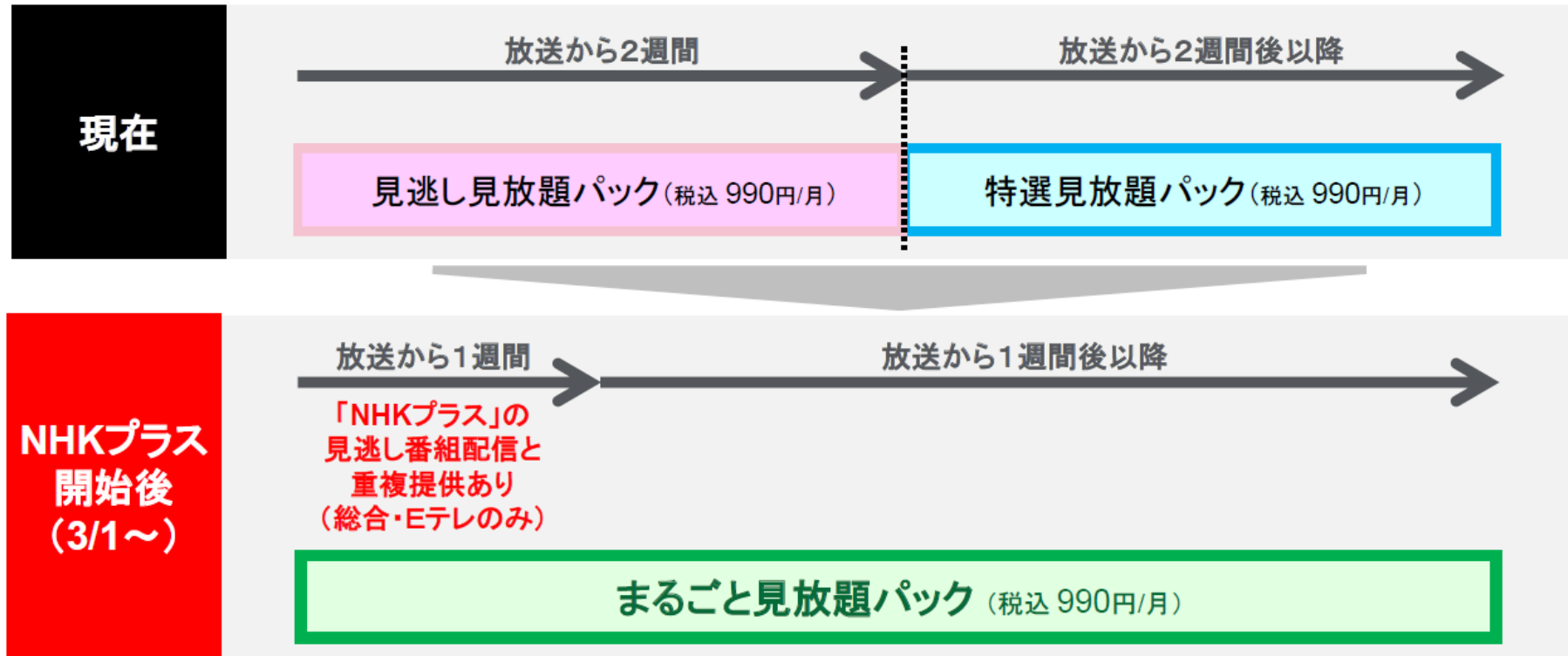
- 受信契約が確認できない者は、常時同時配信に受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージが表示され、見逃し番組配信は利用できなくなる。



※ メッセージ表示は、現時点でのイメージであり、具体的な大きさ、内容等は未定。

※ NHKが認可申請した実施基準案において、「当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさで表示するものとする。」とされている。

- 常時同時配信・見逃し番組配信の開始にあわせ、NHKオンデマンド（NOD）では「見逃し」「特選」の区分を見直し、より魅力ある一つのサービスにします。
- 新しい「まるごと見放題パック」で、現在の「見逃し見放題パック」と「特選見放題パック」、両方の番組を視聴できるようになります。
- 配信期間はこれまで通り、番組により放送から2週間または1年（さらに延長する場合あり）です。



(1)インターネット活用業務の評価等

- ▶インターネット活用業務における適切性を確保するため、インターネット活用業務審査・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、毎事業年度の実施計画の策定及び終了後の実施状況に関する評価にあたって見解を求め、これを尊重するとともに資料を公表する。
- ▶委員会の委員は、市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることが出来る者を選定する。
- ▶委員会は、実施計画の策定及び実施状況に関する評価にあたって、競合事業者等に意見を求めることが出来る。
- ▶受信料財源業務の個々の放送番組・放送番組の理解増進情報の提供については、少なくとも年に1回、その社会的な意義を勘案して必要性・有効性を検証し、意義なしと判断された場合には、その時点で終了する。点検結果は公表し、委員会にその概要を報告する。

(2)個人情報等の保護

- ▶個人情報等を取得する場合は、法令及びNHKの関連規程その他の規範を遵守し、適切な措置を講じ、またプラットフォーム事業者にも同等の措置を講ずることを契約において定める。

(3)事業者・利用者からの苦情・意見への対応

- ▶競合事業者等からの意見・苦情は、委員会に適切性を確保する観点から検討を求め、これを尊重して対応する。
- ▶利用者からの意見・苦情はコールセンター等で受け付けて対応し、委員会に概要を報告する。

(4)区分経理

- ▶受信料財源業務に係る経理は一般勘定、有料業務に係る経理は有料インターネット活用業務勘定に区分して整理し、受信料財源に係る経理のうち、常時同時配信等業務に係る費用は他の業務とは区分して整理する。
- ▶実施計画に定める事項として、費用の算定方法及び明細の記載方法等について規定。
- ▶インターネット活用業務に係る費用については、会計監査人が財務諸表の監査を実施することとするほか、毎年度、有識者による検証・見直しを実施した上で、結果を公表する。

(5)検討・見直し

- ▶有料業務については、毎事業年度、サービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- ▶実施基準は、インターネット活用業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、随時必要な見直しを行う。

(インターネット活用業務全般)

1. インターネット活用業務の実施に当たっては、国民・視聴者が放送番組を視聴する上で有効なものとなるように取り組み、当該業務の実施により得られた知見等の成果については、放送サービスの向上の観点から、民間放送事業者等の関連事業者との共有に努めること。

(連携・協調)

2. 本案第10条に定める他の放送事業者との連携・協調については、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けること。

(特例措置)

3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して、本案附則第4条第6項に基づきメッセージを表示せずに常時同時配信を行う「関連番組」については、受信料制度の趣旨及び市場競争に与える影響に配慮しつつ、実施計画等において対象を明らかとすること。

(費用)

4. 本案附則第2条第1項の令和元年度中の放送中番組の提供については、令和元年度のインターネット活用業務の予算の範囲内で実施すること。
5. 本案附則第2条第2項に基づく令和2年4月1日からの放送中番組の具体的な提供時間等については、本案第17条第1項において費用の上限を設定している趣旨を没却することがないよう、利用者の増加等に応じた費用の状況を踏まえつつ、実施計画において定めること。
6. インターネット活用業務の費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて検討し、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入すること。
7. 有料業務の収支バランスについて、本案の別添2において示された見込みに比して悪化が見込まれる場合には、有料業務の累積収支改善のため、実施計画において対応策を明らかにし、措置を講ずること。
8. インターネット活用業務の既存業務の効率化について、令和2年度の実施計画等において方向性及び内容を明らかとすること。

(提供機器及びソフトウェア)

9. 本案第14条第5項の放送番組等の提供に関し、提供する端末機器及びソフトウェアの種別等の概要については、実施計画において記載すること。

(理解増進情報の検証)

10. 本案第5条の理解増進情報の範囲について、令和2年度中に競合事業者等から意見を聴く機会を設け、適切に実施されているか検証を行うこと。

(区分経理)

11. 本案附則第5条に基づき予算の流用を行った場合における同条各号に掲げる業務に要した費用の令和2年度の業務報告書への記載及び公表は、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）別表第3号の2の費用明細表に準じた形式で、記載可能な費用の明細を記載して行うこと。
12. 費用の整理に関する計算方法について、直課できるものは直課することを原則としつつ、費用配賦による場合は実績を踏まえて、必要に応じ、より適切なものとなるよう見直しを行うこと。